

## 監査の結果に関する報告

### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事公室	
秘書課	令和元年7月23日
広報課	令和元年7月23日
防災危機管理局	令和元年8月9日
総合企画部	
企画調整課	令和元年8月5日
国際課	令和元年8月26日
県民活動生活課	令和元年7月18日
エネルギー政策課	令和元年7月18日
人権施策推進課	令和元年7月16日
情報政策課	令和元年7月16日
統計課	令和元年8月9日
総務部	
総務課	令和元年7月19日
私学・県立大学振興課	令和元年7月19日
人事課	令和元年8月6日
総務事務・厚生課	令和元年7月16日
財政課	令和元年8月26日
税政課	令和元年7月29日
市町振興課	令和元年7月30日
検査課	令和元年7月30日
事業課	令和元年7月23日
文化スポーツ部	
文化芸術振興課	令和元年8月26日
スポーツ課	令和元年8月26日
国スポ・障スポ大会課	令和元年8月26日
琵琶湖環境部	
環境政策課	令和元年8月21日
琵琶湖保全再生課	令和元年8月1日
温暖化対策課	令和元年8月21日
循環社会推進課	令和元年8月1日
下水道課	令和元年7月29日
森林政策課	令和元年7月26日
森林保全課	令和元年7月26日
自然環境保全課	令和元年7月18日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	令和元年8月21日
医療政策課	令和元年7月17日
健康寿命推進課	令和元年7月18日
医療福祉推進課	令和元年7月26日
障害福祉課	令和元年8月6日

薬務感染症対策課	令和元年8月8日
生活衛生課	令和元年8月6日
医療保険課	令和元年8月8日
子ども・青少年局	令和元年8月22日
商工観光労働部	
商工政策課	令和元年8月5日
中小企業支援課	令和元年7月26日
モノづくり振興課	令和元年8月22日
労働雇用政策課	令和元年7月26日
女性活躍推進課	令和元年8月9日
観光振興局	令和元年8月21日
農政水産部	
農政課	令和元年8月1日
食のブランド推進課	令和元年8月5日
農業経営課	令和元年7月22日
畜産課	令和元年8月2日
水産課	令和元年8月22日
耕地課	令和元年8月1日
農村振興課	令和元年8月1日
土木交通部	
監理課	令和元年8月22日
技術管理課	令和元年8月22日
交通戦略課	令和元年8月2日
道路課	令和元年7月29日
砂防課	令和元年7月22日
都市計画課	令和元年8月2日
住宅課	令和元年8月5日
建築課	令和元年8月5日
流域政策局	令和元年8月2日
交通事故相談所	令和元年8月2日
会計管理局	令和元年7月29日
企業庁	令和元年7月22日
病院事業庁	
経営管理課	令和元年7月24日
総合病院	令和元年7月24日
小児保健医療センター	令和元年7月24日
精神医療センター	令和元年7月12日
議会事務局	令和元年8月9日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和元年8月23日
教職員課	令和元年7月19日
高校教育課	令和元年7月30日

幼小中教育課	令和元年 8 月 6 日
特別支援教育課	令和元年 8 月 23 日
人権教育課	令和元年 7 月 16 日
生涯学習課	令和元年 7 月 9 日
保健体育課	令和元年 7 月 19 日
文化財保護課	令和元年 7 月 17 日
埋蔵文化財センター	令和元年 7 月 17 日
琵琶湖文化館	令和元年 7 月 17 日
人事委員会事務局	令和元年 8 月 9 日
監査委員事務局	令和元年 8 月 21 日
労働委員会事務局	令和元年 8 月 23 日
警察本部	令和元年 8 月 23 日

(注) なお、総務部長の職務に係る事項の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、藤本武司 監査委員を除斥した。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 私学・県立大学振興課

滋賀県私立高等学校等学び直し支援補助金において、誤って受給資格のない者に対して交付したため、1,828,224 円が過大な支出となっている事例が認められたので、補助金返還の手続等適切な措置を講じるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 総務事務・厚生課

普通財産の貸付に係る電気使用料において、徴収金額の算定を誤っていたことにより、調定額が 1,742,307 円過少となっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 循環社会推進課

行政代執行費弁償金について、令和元年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 1,123,650,743 円増加し、5,227,967,234 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 商工政策課

デザイン報酬の支払において、源泉所得税を徴収すべきところ、誤って総額を支払ったため、後日過払い分を収入し所得税を納付していた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 総合病院

(ア) 平成 30 年度病院事業会計における患者負担金収入について、令和元年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 2,121,186 円増加し、42,457,552 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(イ) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成 20 年 4 月から正当支給額を上回って支給され、222,236 円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 精神医療センター

平成 30 年度病院事業会計における患者負担金収入等について、令和元年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 1,015,108 円増加し、11,832,706 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、

新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 高校教育課

高等学校奨学資金貸付金の償還金等について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ16,656,387円増加し、192,429,298円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金について、令和元年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ5,806,346円増加し、160,046,472円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (ア) 予算関係（2件）

- ・予算見積額等の措置が適切でないもの（農政課）
- ・支出の年度区分を誤っているもの（情報政策課）

#### (イ) 収入関係（14件）

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの（下水道課、企業庁）
- ・その他収入に係る事務が適当でないもの（教職員課）
- ・貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの  
（エネルギー政策課、財政課、障害福祉課、子ども・青少年局2件、中小企業支援課、流域政策局、小児保健医療センター、県警本部）
- ・現金の収納・保管方法等に適切を欠くもの（市町振興課、精神医療センター）

#### (ウ) 支出関係（6件）

- ・執行何かが適正でないもの（総務事務・厚生課、下水道課）
- ・支払いの時期が遅延しているもの（労働雇用政策課）
- ・契約期間内に事業を執行していないもの（流域政策局）
- ・交付決定等の手続きが適正でないもの（畜産課）
- ・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの（水産課）

#### (エ) 契約関係（11件）

- ・仕様・図面の不備なもの（森林政策課）
- ・予定価格が適正に作成されていないもの（循環社会推進課、畜産課、総合病院）
- ・最低制限価格の設定が適切でないもの（道路課）
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの（建築課）
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの（総務課、総合病院）
- ・検査・検収が適正になされていないもの（総務課、農業経営課）
- ・検査調書の作成等事務処理が適当でないもの（総合病院）

#### (オ) 工事関係（1件）

- ・設計変更の手続きが適切でないもの（事業課）

#### (カ) 財産関係（19件）

- ・物品の適正な管理を求めたもの（障害福祉課）
- ・不用決定、処分の手続きが適正でないもの（防災危機管理局、障害福祉課、監理課）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの

(国際課、循環社会推進課、自然環境保全課、子ども・青少年局、耕地課、住宅課、企業庁、精神医療センター、警察本部 6 件)

・その他物品の適切な管理を求めたもの(会計管理局)

注：件数表示のない機関の指導事項の件数は 1 件である。

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係 (17 件)

・調定もれまたは調定誤りがあるもの(障害福祉課、子ども・青少年局)

・県税、貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの

(私学・県立大学振興課、財政課、税政課、文化芸術振興課、スポーツ課、森林政策課、医療政策課、医療福祉推進課、子ども・青少年局、農政課、水産課、住宅課 2 件、総合病院、教職員課)

(イ) 支出関係 (12 件)

・支出方法等が適当でないもの(農政課)

・諸手当の支給を誤っているもの

(総務事務・厚生課 5 件、企業庁、教育総務課 2 件、生涯学習課、労働委員会事務局)

・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの(障害福祉課)

(ウ) 財産関係 (10 件)

・物品の適正な管理を求めたもの(国際課、農業経営課、都市計画課)

・不用決定、処分の手続が適正でないもの

(医療福祉推進課、女性活躍推進課、農政課、都市計画課、教育総務課)

・公用車の事故の防止を求めたもの(警察本部 2 件)

注：件数表示のない機関の留意事項の件数は 1 件である。

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

令和元年 7 月 9 日から令和元年 8 月 26 日までに実施した 84 機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

全体意見

(1) 事務執行のあり方について

財政とは、国や地方公共団体がその任務を遂行するために営む経済活動であり、時宜を得た施策を行うためには、必要に応じて、先を見越した投資も必要と考える。

そのためには、職員一人ひとりが、常に県民ニーズや経済動向を注視し、前例に捉われず、柔軟な発想で事務執行に当たることが重要である。

今回の定期監査において、一例として、病院事業庁で 18 億円の資金を定期預金として運用している事例が見受けられたが、低金利の状況も十分に踏まえ、引き続き定期預金として運用するという従来どおりの取扱に捉われず、患者ニーズに応えるため、医師や看護師の確保や高度医療機器の更なる充実等に効果的に投資し、病院収益の向上につなげるという視点も必要と考える。

については、一般会計、特別会計、企業会計を問わず、各所属において、職員一人ひとりが、常に地方自治法第 2 条第 14 項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」の主旨を十分に踏まえるとともに、前例に捉われない柔軟な発想により、緊張感を持って事務執行に当たられたい。

個別意見

(1) 長期保有地の解消に向けた取組の推進について(総合企画部企画調整課、総務部財政課、琵琶湖環境部循環社

会推進課)

本県において、県土地開発公社や事業担当課が、当初、事業目的に沿って取得したものの、その後の事業計画の中止等により、利用計画が不明確な状態で長期間にわたり保有されている長期保有地があり、県有財産の適正な利活用の観点等から、早急な対応が求められている。

県では、これまで、長期保有地の利活用について、庁内における議論を行ってきたが、大半の土地について、具体的な進展が見られぬまま、今日に至っている。

今後、庁内における議論にとどまらず、民間の柔軟な発想も取り入れた、長期保有地の利活用に係る幅広い議論が求められる。

については、長期保有地の解消に向けて、民間による利活用も視野に入れた具体的なビジョンを早急に策定されたい。

また、県土地開発公社が保有している土地についても、民間への処分等を前提とした具体的な活動を公社とともに早急に行われたい。

(2) E B P Mの推進について（総合企画部企画調整課、統計課、総務部人事課）

県は、データ分析に基づいて課題等を迅速かつ的確に把握し、有効な対策を講じるため、E B P M（証拠に基づく政策立案）の推進に取り組んでいる。

例えば、県が、毎年実施している県政世論調査は、県民の県政に対する意識や意向を経年推移で把握できる重要な基礎資料であり、これらをしっかり分析し、これからの政策立案にどのように活用していくかも、E B P Mの推進に当たって、取り組むべき課題の一つである。

厳しい財政状況の中で、限られた資源を効果的・効率的に活用し、県民により信頼される行政を展開していくために必要な取組として、早期に全庁的な対応が望まれる。

については、E B P Mを政策立案に当たっての課題把握から、目標設定、有効な対応策の選択、効果の検証、施策見直しへと至るマネジメントサイクルの中で捉え、県政の各分野で有効に活用できるように取り組まされたい。

併せて、E B P Mを推進するための人材の確保・育成や、データ利用を行いやすい環境整備についても、目標を定めて計画的に取り組まされたい。

(3) 地籍調査事業の一層の推進について（総合企画部県民活動生活課、琵琶湖環境部森林政策課）

本県の地籍調査進捗率は、平成30年度末において、14%と全国平均52%を大きく下回っており、全国順位も40位と低い状況である。

地籍調査が行われていないと、土地の境界が不明確であるため、災害時の迅速な復旧や土地の有効的・効率的な利活用を図る上で、弊害が懸念される。

このため、土地所有者などに、地籍調査の重要性・有用性を十分に認知していただくため、市町と連携して、啓発活動の更なる充実強化に努められたい。

併せて、積極的な情報提供等、市町への支援を充実するとともに、調査休止市への事業再開に係る支援に取り組まされたい。

また、特に進捗率が1.4%と著しく低い林地について、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく取組を担う市町との連携を密にし、境界の明確化に係る取組を加速化されたい。

(4) 働き方改革の更なる推進について（総務部人事課）

県では、「県庁における健康経営計画」に基づき、全庁を挙げて働き方改革に係る取組を実施しているが、平成30年度においては、7月豪雨やCSF（豚コレラ）への対応や、選挙事務等の増加要因により、知事部局の職員一人当たりの月平均時間外勤務時間数は、18.6時間と対前年度比で4.5%増加した。

また、平成30年7月に人事委員会が実施したアンケート結果において、時間外勤務の発生理由として、「業務量が多いこと」が多く選択されるなど、働き方改革の取組は道半ばと考えられることから、引き続き、業務内容や事務執行プロセスの見直しはもとより、業務量そのものの削減、業務量に応じた人員配置に取り組む必要がある。

については、時間外勤務の多い所属において、業務に精通したOB職員を繁忙期に雇用するなど、正規職員の負担軽減や生産性の向上に資すると考えられる柔軟な対応について検討されたい。

併せて、更なる事務の効率化を図るため、係・室といった小規模単位で、毎週末に1週間の事務の総括と、翌週の事務の予定等について職員間で情報共有を行うなど、より効果的な手法を取り入れるよう検討されたい。

(5) 第一次産業の担い手確保・育成について（琵琶湖環境部森林政策課、農政水産部農業経営課、水産課）

県では、農業、林業、漁業など、第一次産業の維持・発展を目指して、様々な施策が実施されているが、担い手の減少により、後継者の確保・育成がますます困難になっているとともに、高齢化や人口減少の更なる進展により、今後10年後、20年後を展望すると、業としての維持・存続が懸念される状況も見受けられる。

については、多面的な価値を有する第一次産業を持続的に将来に引き継いでいくために、就業者の人口構成や年次推移、今後の見通し等について、市町や関係団体と連携して、きめ細かなデータの収集・分析を行い、関係者と共有されたい。

その上で、集約化や6次産業化の促進とともに、他分野と連携したまちづくりの魅力発信を支援することなどにより、新規就業者の確保・育成に積極的に取り組まされたい。

(6) 事業所における歯科口腔保健に係る取組の強化について（健康医療福祉部健康寿命推進課）

県においては、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「滋賀県歯科保健計画一歯つらつしが21（第5次）一」に基づき、生涯を通じた歯科保健医療対策を推進するため、各ライフステージに応じた対策を推進している。

そうした中で、高等学校卒業後は、歯科健診の機会は少なくなり、平成28年度滋賀県歯科保健実態調査結果によると、従業員に対する歯科健診を実施していない事業所が87.3%となっており、職場での歯科口腔保健に関する意識向上のための啓発活動や具体的な目標を達成するための口腔の保健行動などの取組は不十分と思われる。

また、同調査結果によると、60歳代で噛むことに満足している人の割合は39.2%であり、第4次計画策定時の59.4%（平成21年度調査）よりも減少している。

歯と口腔の健康は、糖尿病等の生活習慣病の予防に寄与し、認知症との関連も報告されていることから、県として、県内事業所に対し、スピード感を持って、歯科口腔保健に係る取組を推進されるよう、目標を定めて積極的に働きかけられたい。

(7) 介護人材の確保、育成および定着について（健康医療福祉部医療福祉推進課）

県において、2025年には24,200人の介護人材の需要が見込まれているが、その時点で約3,400人が不足すると見込まれている。

不足する人材の確保について、県では生産年齢人口が減少し、高齢者と介護を必要とする者が増加していく中、介護人材の需要の増加が見込まれる。しかしながら、中長期的には若い人材の確保は難しくなることが予想されるため、将来を見据えて、外国人介護人材の確保・育成も大きな柱となると考えられる。

一方、平成30年度介護労働実態調査結果によると、県内の介護職員の離職率は15.0%で、全国平均15.4%と同水準ではあるが、退職理由では「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方への不満」が、全国平均16.5%を上回る21.4%となっており、法人や施設が掲げる崇高な理念と現実とのギャップに意欲を失くす者も多いと推測される。

については、介護人材の確保・育成について、年次目標を定め、より具体的・実効性のある対策を検討されたい。

併せて、理事長や施設長などに対し、福祉の原点を再認識する研修を実施するなど、介護人材の定着に資する取組を推進されたい。

(8) 日本農業遺産の活用について（農政水産部農政課）

地域における農林水産業の活性化に向けた取組の一環として、県が、地域の生産者、消費者、市町等とともに設立した「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」において、世界農業遺産の認定に向けた取組を進めているが、その過程において、平成31年2月に、「琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業」が「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として日本農業遺産に認定されるとともに、世界農業遺産の候補として承認された。

県では、この認定を県産物の高付加価値化、観光振興等につなげようと取組を進めている。

取組に当たっては、農林漁業者自身が、この認定をどのように捉え、どのように活用していこうとしているのか、個々の農林漁業者の意欲向上につながっているのかを把握することが重要と考えられる。

については、日本農業遺産の認定を契機に、農林漁業者が主体的に行動し、自ら発信者となることによって、県内の農林水産業が活性化され、さらに、所得向上や意欲向上につながるよう、県としても支援されたい。



(9) 道路の適切な維持管理について（土木交通部道路課）

近年、道路の安全対策の重要性が注目されているが、通学路はもとより、その他の道路においても、道路の管理瑕疵が発生しないよう、最善の点検を実施し、道路管理者としての責任を果たすことが必要である。

また、本県では自転車によるピワイチも推奨しており、200 kmにも及ぶルートでの点検も重要であることから、2015 年よりこれらのルートでの点検と必要な修繕を実施しているが、今後、ピワイチ参加者の増加が見込まれる中、継続的な点検の実施とともに、事故等の危険が予測される箇所への対策も求められる。

さらに、近年、頻発化・甚大化する地震、風水害等の自然災害による毀損への対応も必要となる。

については、こうした状況を踏まえて、道路管理者として、どこまでの管理が求められるのか、判例等を検証するとともに、最新の技術水準に応じた点検・対策がなされているか、確認されたい。

併せて、その検証・確認結果について、市町道の管理主体である市町への情報提供にも努められたい。

(10) 学校における働き方改革に係る取組の強化について（教育委員会事務局教職員課）

県教育委員会は、平成 30 年 3 月に「学校における働き方改革取組計画」を策定し、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」や「部活動指導員促進事業」など新規事業の取組を進めてきたが、目標達成には至っていない。

スクール・サポート・スタッフの配置は、小中学校で教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境整備や教員の超過勤務の要因を軽減できる方策として非常に有効だと考える。

県は「配置は市町が行い、県はそれを支援するものであり、市町の事業に全て応えられている」と説明されるが、平成 30 年度の実績延べ人数は、12 市町で 71 名、延べ実績時間数は 24,256 時間、県から市町への補助金（3 分の 2）の額は 15,552 千円にとどまっており、働き方改革への県のより強いリーダーシップの発揮を求めるものである。

令和 2 年度には小学校で外国語科の教科化やプログラミング教育の必修化が予定されるなど、教員の業務は年々増える傾向にあり、策定された取組計画について、学校現場から「超勤縮減を実現する道筋が見えない」などの声が上がらないように、スピード感を持って、スクール・サポート・スタッフの配置の充実を図り、働き方改革の目標達成に向けて、取組を強化されたい。

(11) 児童生徒が学習に集中できる環境づくりについて（教育委員会事務局高校教育課、幼小中教育課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課）

児童生徒が確かな学力を育むためには、授業や家庭学習を充実させ、児童生徒に学習習慣を身につけさせることが重要である。

併せて、成長期の子どものためには、生活リズム、生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下と密接に関係していることから、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成することが重要であり、県では「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動に取り組んできた。

また、平成 30 年 9 月には文部科学省から、教科書やその他教材等が過重になることで、児童生徒の身体の健やかな発達に影響が生じかねない等の懸念などから、児童生徒の携行品の重さや量について、改めて検討を求めるとの事務連絡が発出されたところでもある。

こうした状況に鑑み、児童生徒の健やかな成長を促し、学習に集中できる環境づくりを進める上で何が求められているのか、その対応ができていくのかという視点で、今一度、各学校現場の実態調査等を行うとともに、その結果を保護者と共有することが重要と考えられる。

については、こうした実態把握を踏まえ、学校設置者、教育委員会、学校長、保護者、関係団体等、子どもに関わる全ての主体が連携して、児童生徒が学習に集中できる環境づくりに向けた必要な施策が行われるよう、県がリーダーシップをもって、積極的に働きかけられたい。